矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

制度の概要

刑事施設長や少年院長は、

1　申出のあった被害者等の心情等を聴取する

2　被害者等が希望した場合には、心情等を受刑者等に伝達する

3　被害者等の心情等を矯正処遇・矯正教育で考慮する

制度の流れ

➢ 申出の受付

受付機関：全国の矯正管区・矯正施設

➢ 聴取日時等の通知

通知内容：聴取日時・場所等

聴取場所：全国の矯正管区・矯正施設　※必要に応じて、柔軟に対応

➢ 心情等の聴取

聴取方法：原則口頭で伺い、被害者等の確認を得ながら聴取書面を作成

※　必要に応じて、第三者の同席も認める

➢ 心情等の伝達

伝達方法：原則として、聴取書面を読み聞かせる

伝達時期：速やかに伝達（処遇状況等を考慮）

➢ 伝達結果の通知

通知内容：伝達結果（伝達内容等）のほか、被害者等に希望に応じて、伝達時の反応等（心情について述べたことなど）についても併せて通知を行う

制度利用に向けて

制度の利用状況

	刑事施設	少年院	合計
受理	４４件	１５件	５９件
聴取	３６件	１４件	５０件
伝達	３２件	１０件	４２件

※　令和５年１２月１日から令和６年５月３１日までの６か月間における集計値（矯正局公表資料）

制度広報

～　パンフレット・リーフレットの配付　～

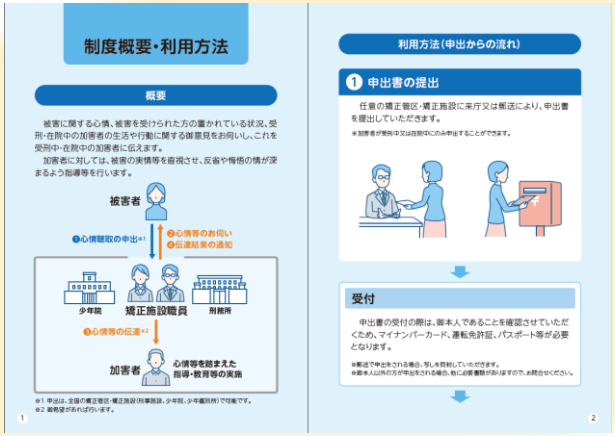

～　制度ホームページ　～

https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/